

医療安全職員全体研修受講率

算式

医療安全職員全体研修受講者数/全職員×100（％）

対象

病院に勤務する全職員（病院籍の職員および診療に従事する研究科籍の職員）

考察

医療法において、医療機関には安全な医療を提供することが義務づけられており、医療安全を確保するための指針の策定や職員研修の実施が含まれる。当院の医療安全管理指針においても、医療安全に関する基本的な考え方や具体的方策を職員に周知徹底することにより、職員一人ひとりの安全意識の向上、安全な業務遂行に必要な技能の向上、さらに多職種が連携してチーム医療を提供するための知識と技能の習得を目指している。2023年度以降は全職員が研修を受講しており、医療安全文化の醸成および安全な医療提供体制の強化に大きく貢献していると考えられる。

計画

医療機関全体で共通する安全管理について、今後も年3回程度の定期研修を実施する。重大な医療事故発生時には、必要に応じて緊急研修を開催する。特定機能病院として、医療安全管理システムへの理解を深め、全職員が安全管理に必要な基本的ルールを継続して遵守できるよう、受講を推進していく。

